

犬山市議会第85号議案

犬山市道路占用料条例等の一部改正について

犬山市道路占用料条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

犬山市長 原 欣伸

(説明)

この案を提出するのは、道路占用料等の額を改定するため必要があるからである。

犬山市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(犬山市道路占用料条例の一部改正)

第1条 犬山市道路占用料条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「策道事業者」を「索道事業者」に、「策道事業で」を「索道事業で」に改める。

別表中

「

9 5 0
1 , 5 0 0
2 , 0 0 0
8 5 0
1 , 4 0 0
1 , 9 0 0
8 5
9
5
8 3 0
5 1 0
1 , 7 0 0
7 2 0
2 , 4 0 0
1 , 7 0 0
3 6
5 1
7 7
1 0 0
1 5 0

2 0 0
3 6 0
5 1 0
1 , 0 0 0
5
1 7
1 , 4 0 0
8 5 0
5 1 0
1 , 7 0 0
1 , 7 0 0
1 , 2 0 0
7 1 0
1 , 7 0 0
公募により決 定した金額
2 4
2 4 0
2 4 0
2 , 4 0 0
1 , 4 0 0
2 4
2 4
2 , 4 0 0
1 , 2 0 0
1 , 7 0 0
2 4 0
1 7 0

」

を

「

9 9 0
1 , 5 0 0
2 , 0 0 0
8 8 0
1 , 4 0 0
1 , 9 0 0
8 8
9
5
8 6 0
5 3 0
1 , 8 0 0
7 4 0
2 , 2 0 0
1 , 8 0 0
3 7
5 3
7 9
1 1 0
1 6 0
2 1 0
3 7 0
5 3 0
1 , 1 0 0
5
1 8
1 , 4 0 0

8 8 0
5 3 0
1 , 8 0 0
1 , 8 0 0
1 , 1 0 0
6 6 0
1 , 8 0 0
公募により決 定した金額
2 2
2 2 0
2 2 0
2 , 2 0 0
1 , 4 0 0
2 2
2 2
2 , 2 0 0
1 , 1 0 0
1 , 8 0 0
2 2 0
1 8 0

」

に改める。

(犬山市準用河川占用料条例の一部改正)

第2条 犬山市準用河川占用料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

9 5 0

1 ,	5	0	0
2 ,	0	0	0
	8	5	0
1 ,	4	0	0
1 ,	9	0	0
	8	5	
	3	6	
	5	1	
	7	7	
	1	0	0
	1	5	0
	2	0	0
	3	6	0
	5	1	0
1 ,	0	0	0
1 ,	7	0	0
	2	4	0
1 ,	2	0	0
1 ,	4	0	0
	2	4	
	2	4	
	2	4	0

」

を

「

	9	9	0
1 ,	5	0	0
2 ,	0	0	0
	8	8	0

1 , 4 0 0
1 , 9 0 0
8 8
3 7
5 3
7 9
1 1 0
1 6 0
2 1 0
3 7 0
5 3 0
1 , 1 0 0
1 , 8 0 0
2 2 0
1 , 1 0 0
1 , 4 0 0
2 2
2 2
2 2 0

」

に改める。

(犬山市都市公園条例の一部改正)

第3条 犬山市都市公園条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

9 5 0
1 , 5 0 0
2 , 0 0 0

8	5	0
1	,	4 0 0
1	,	9 0 0
8	5	
9		
1	,	7 0 0
1	,	7 0 0
3	6	
5	1	
7	7	
1	0	0
1	5	0
2	0	0
3	6	0
5	1	0
1	,	0 0 0

」

を

「

9	9	0
1	,	5 0 0
2	,	0 0 0
8	8	0
1	,	4 0 0
1	,	9 0 0
8	8	
9		
1	,	8 0 0
1	,	8 0 0

3 7
5 3
7 9
1 1 0
1 6 0
2 1 0
3 7 0
5 3 0
1 , 1 0 0

」

に改める。

(犬山市法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第4条 犬山市法定外公共用物の管理に関する条例（平成13年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

9 5 0
1 , 5 0 0
2 , 0 0 0
8 5 0
1 , 4 0 0
1 , 9 0 0
8 5
9
1 , 7 0 0
3 6
5 1
7 7
1 0 0

1	5	0
2	0	0
3	6	0
5	1	0
1	,	0
0	0	0
2	4	0
2	,	4
0	0	0
1	,	2
0	0	0
1	,	4
0	0	0
1	,	7
0	0	0
2	4	
2	4	
2	4	0

」

を

「

9	9	0
1	,	5
0	0	0
2	,	0
0	0	0
8	8	0
1	,	4
0	0	0
1	,	9
0	0	0
8	8	
9		
1	,	8
0	0	0
3	7	
5	3	
7	9	
1	1	0

1 6 0
2 1 0
3 7 0
5 3 0
1 , 1 0 0
2 2 0
2 , 2 0 0
1 , 1 0 0
1 , 4 0 0
1 , 8 0 0
2 2
2 2
2 2 0

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○犬山市道路占用料条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）				旧（改正前）			
(占用料の減免)				(占用料の減免)			
第3条 略				第3条 略			
(1)～(6) 略				(1)～(6) 略			
(7) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設				(7) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は策道事業者がその鉄道事業又は策道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設			
(8)～(12) 略				(8)～(12) 略			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位円)	占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位円)
法第32条 第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	990	法第32条 第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500		第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000		第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	880		第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400		第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900		第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	88		その他の柱類	1本1年につき	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5		地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	860		路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	530		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	郵便差出箱	1個1年につき	740		郵便差出箱	1個1年につき	720
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,200		広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メートル	1,800		その他のもの	占用面積1平方メートル	1,700

新（改正後）				旧（改正前）			
		トル1年につき				トル1年につき	
法第32条 第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>	法第32条 第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>
	自動運行	法第2条第2項第5号に規定する自動運行	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	<u>5</u>	長さ1メートル1年につき	<u>5</u>
法第32条 第1項第3号に掲げる施設							

新（改正後）					旧（改正前）				
補助施設	動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他もの	長さ1メートル1年につき	<u>18</u>		動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他もの	長さ1メートル1年につき	<u>17</u>
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	<u>1, 400</u>		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	<u>1, 400</u>
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>880</u>		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>850</u>
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>			地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1, 800</u>		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1, 700</u>
	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1, 800</u>		法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1, 700</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1, 100</u>		法第32条第1項第5号に掲げる施設		上空に設ける通路	<u>1, 200</u>
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	<u>660</u>		地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	<u>710</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1, 800</u>		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1, 700</u>

新（改正後）					旧（改正前）				
法第32条 第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	公募による場合	その都度定める単位	<u>公募により決定した金額</u>	法第32条 第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	公募による場合	その都度定める単位	<u>公募により決定した金額</u>
	その他の場合	占用面積1平方メートル1日につき		<u>22</u>		その他の場合	占用面積1平方メートル1日につき		<u>24</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき		<u>220</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル		<u>240</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>			その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	標識		1本1年につき	<u>1,400</u>		標識		1本1年につき	<u>1,400</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>		幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>			その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
令第7条第	占用面積1平方メートル			<u>1,800</u>	令第7条第	占用面積1平方メートル			<u>1,700</u>

新（改正後）				旧（改正前）			
2号に掲げる工作物		トル1年につき		2号に掲げる工作物		トル1年につき	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	<u>180</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	<u>170</u>
備考 略				備考 略			

○犬山市準用河川占用料条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）				旧（改正前）			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位円)	占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位円)
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	<u>990</u>	電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,500</u>		第2種電柱	1本1年につき	<u>1,500</u>
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,000</u>		第3種電柱	1本1年につき	<u>2,000</u>
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>		第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,400</u>		第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,400</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,900</u>		第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,900</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>		その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
水管、下水道管、ガス管その他こ	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>37</u>	水管、下水道管、ガス管その他こ	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以	長さ1メートル	<u>53</u>		外径が0.07メートル以	長さ1メートル	<u>51</u>

新(改正後)				旧(改正前)			
これらに類するもの	上0.1メートル未満のもの	1年につき		これらに類するもの	上0.1メートル未満のもの	1年につき	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>79</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>160</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>210</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>370</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>530</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>1,000</u>
	通路	占用面積1平方メートル1年に つき	<u>1,800</u>		通路	占用面積1平方メートル1年に つき	<u>1,700</u>
	看板(一時的に設けるもの。ただし、アーチであるものを除く。)	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>		看板(一時的に設けるもの。ただし、アーチであるものを除く。)	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
アーチ	1基1月につき	<u>1,100</u>		アーチ	1基1月につき	<u>1,200</u>	
標識	1本1年につき	<u>1,400</u>		標識	1本1年につき	<u>1,400</u>	
旗ざお(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	1本1日につき	<u>22</u>		旗ざお(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	1本1日につき	<u>24</u>	
幕(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	その面積1平方メートル1日に つき	<u>22</u>		幕(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	その面積1平方メートル1日に つき	<u>24</u>	
材料置場その他これに類するもの	占用面積1平方	<u>220</u>		材料置場その他これに類するもの	占用面積1平方	<u>240</u>	

新（改正後）			旧（改正前）		
略	メートル1月につき	略	略	メートル1月につき	略
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

○犬山市都市公園条例の一部改正のための新旧対照表（第3条関係）

新（改正後）				旧（改正前）			
別表第2（第12条関係）				別表第2（第12条関係）			
	使用区分	単位	金額 (単位円)		使用区分	単位	金額 (単位円)
都市公園を占用する場合	略	（） 略	（） 略	都市公園を占用する場合	略	（） 略	（） 略
電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類	1本1年につき	990 1,500 2,000 880 1,400 1,900 88	電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類	1本1年につき	950 1,500 2,000 850 1,400 1,900 85
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき		9	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき		9
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき		1,800	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき		1,700
送電塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートル1年ににつき		1,800	送電塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートル1年ににつき		1,700
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを埋設する場	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	37 53	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを埋設する場	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	36 51

新（改正後）			旧（改正前）				
合	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		79	合	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		160		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		210		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		370		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		530		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		510
	外径が1メートル以上のもの		1,100		外径が1メートル以上のもの		1,000
	↓ 略 ↓	↓ 略 ↓	↓ 略 ↓		↓ 略 ↓	↓ 略 ↓	↓ 略 ↓
略	↓ 略 ↓	↓ 略 ↓	↓ 略 ↓	略	↓ 略 ↓	↓ 略 ↓	↓ 略 ↓
備考 略			備考 略				

○犬山市法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第4条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
別表第1（第7条関係）	別表第1（第7条関係）

使用物件の種類	区分	単位	使用料(単位円)	使用物件の種類	区分	単位	使用料(単位円)
電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	990	電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500		第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000		第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	880		第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400		第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900		第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	88		その他の柱類	1本1年につき	85
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9
工作物		使用面積1平方メートル1年につき	1,800	工作物		使用面積1平方メートル1年につき	1,700
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	79		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	160		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未	長さ1メートル1年につき	370		外径が0.4メートル以上0.7メートル未	長さ1メートル1年につき	360

	満のもの					満のもの		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>			外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>
看板(アーチであるもののを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>			看板(アーチであるもののを除く。)	一時的に設けるもの	<u>240</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>			その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
アーチ		1基1月につき	<u>1,100</u>			アーチ	1基1月につき	<u>1,200</u>
標識		1本1年につき	<u>1,400</u>			標識	1本1年につき	<u>1,400</u>
通路		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>			通路	使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
旗ざお及び幕	旗ざお(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	1本1日につき	<u>22</u>			旗ざお及び幕	旗ざお(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	<u>24</u>
	幕(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	その面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>			幕(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	その面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>
工事用施設及び工事用材料その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>			工事用施設及び工事用材料その他これに類するもの	使用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
略	{ 略 }	略	{ 略 }			略	{ 略 }	{ 略 }
備考	略					備考	略	